

岐阜県公報

号外(一) 平成二十九年三月二十八日

目次

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	六 ^ハ
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	六
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例	(同)	七
岐阜県県事務所等設置条例の一部を改正する条例	(同)	七
岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	(同)	八
岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	八
岐阜県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	九
岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例	(清流の国づくり政策課)	二
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	二
岐阜県特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例	(環境生活政策課)	三
岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	三

岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	四
岐阜県国民健康保険運営協議会条例	(地域福祉国保課)	六
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課)	六
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(産業技術課)	七
岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例	(森林整備課)	七
岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(道路維持課)	七
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	七
岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(水道企業課)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例	(教育総務課)	三
岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(生活安全総務課)	三

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行 (休日に当たる) ときは翌日

平成二十九年三月二十八日

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例(条例第一号)
- ぎふつこ応援基金の名称及び目的を次のとおり改めることとした。(第二条関係)

名称	目的
ぎふの未来応援基金	少子化対策、未来を担う人材の育成等に関する事業に要する資金に充てるため

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二号)

- 一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を三九人増員することとした。(第一条関係)

(内訳)

- 1 増員するもの

- (一) 知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く) 二五人

- (二) 美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、文化財

- 保護センター、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化

- アカデミー 八二人

- (三) 学校 一四人

- (四) 警察 一八人

- 2 減員するもの

- 教育委員会の事務部局 一〇〇人

- 二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を五八人減員することとした。(第二条関係)

(内訳)

- 1 小学校、中学校及び義務教育学校 五七人

- 2 特別支援学校 一人

- 三 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)

- 一 特殊勤務手当のうち、道路上作業手当について、現業的業務に従事する職員に対する手当を一般職員と同様に、従事した日一日につき三〇〇円の範囲内で支給することとした。(第二〇条関係)

- 二 早出遅出勤務の対象となる職員に、特別支援学校の中学部又は高等部に就学している子のある職員であつて人事委員会が定めるものを加えることとした。(第三七条の二関係)

- 三 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第四号)

- 一 文化及び芸術に関する事項を環境生活部の分掌事務とすることとした。(第二条関係)

- 二 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例(条例第五号)

- 一 岐阜県中央家畜保健衛生所の位置を大垣市から岐阜市に変更することとした。(第六条関係)

(第六条関係)

- 二 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)

- 一 配偶者同行休業について、国家公務員に準じて、期間の再度の延長ができる特別の事情を「配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及び

その引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情」と定めることとした。(第六条の二関係)

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第七号)

- 一 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、次の

とおり所要の規定の整備を行うこととした。

- 1 要配慮個人情報について、国に準じてその定義を明確化することとした。

(第一条関係)

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

(第一条関係)

- 1 要配慮個人情報について、国に準じてその定義を明確化することとした。

資本金の額又は出資金の額 (以下「資本金」という) 一億円超の普通法人	所得のうち年四〇〇万円以下の部分	一〇〇分の二・七 (改正前 一〇〇分の〇・五)
	所得のうち年八〇〇万円超の部分	一〇〇分の三・六 (改正前 一〇〇分の〇・七)
	三以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人	一〇〇分の三・六 (改正前 一〇〇分の〇・七)
	所得のうち年四〇〇万円以下の部分	一〇〇分の五・〇 (改正前 一〇〇分の三・四)
	所得のうち年四〇〇万円超の部分	一〇〇分の七・三 (改正前 一〇〇分の五・一)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 二 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 三 この条例は、平成二十九年五月三〇日から施行することとした。
 岐阜県条例等の一部を改正する条例(条例第八号)
 一 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の一部改正に伴い、地方消費税の税率の引上げ時期を平成三十一年一月一日に変更することとした。(平成二五年改正条例附則第一項関係)
 二 「地方税法」の一部改正に伴い、次のように改正することとした。
 1 県民税
 地方法人税の税率の引上げに伴い、法人税割の税率を一〇〇分の一・八(改正前一〇〇分の四)に引き下げることとした。(第三二条及び附則第一七条関係)
 2 事業税
 地方法人特別税の廃止に伴い、法人事業税の税率を次のとおり引き上げることとした。(附則第六条の二の二関係)

特別法人 所得のうち年八〇〇万円超の部分 三以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人で、資本金一、〇〇〇万円以上の法人	一〇〇分の九・六 (改正前 一〇〇分の六・七)
所得のうち年四〇〇万円以下の部分 三以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人で、資本金一、〇〇〇万円以上の法人	一〇〇分の五・〇 (改正前 一〇〇分の三・四)
所得のうち年四〇〇万円超の部分 三以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人で、資本金一、〇〇〇万円以上の法人	一〇〇分の六・六 (改正前 一〇〇分の四・六)
電気供給業、ガス供給業、保険業等を行う法人	一〇〇分の一・三 (改正前 一〇〇分の〇・九)

3 自動車取得税
 消費税の税率の引上げに伴い、廃止することとした。(第六一条、第七一条及び附則第二二条の二、附則第二二条の二の四関係)
 4 自動車税
 (一) 廃止される自動車取得税の持つグリーン化機能を維持・強化する自動車税環境性能割を次のとおり新たに導入することとした。(第七二条、第七二条の二及び附則第二二条の六関係)
 ア 納税義務者
 自動車(軽自動車を除く)を取得した者
 イ 課税標準
 自動車の通常の取得価額
 ウ 徴収の方法
 申告納付
 エ 税率
 自動車の区分等に応じて、一パーセント、二パーセント又は三パーセント

- (二) (一)に伴い、現行の自動車税を自動車税種別割とすることとした。(第七三条、第七五条、第八一条、第八四条、第八五条の二、附則第三条の三及び附則第一三条関係)
 - (三) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、取得の翌年度の自動車税の税率を軽減する特例措置を一年延長するとともに、その対象を見直すこととした。(附則第一三条関係)
 - (四) 新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、自動車税の税率を加重する特例措置を一年延長することとした。(附則第一三条関係)
 - (五) 東日本大震災(原子力災害)に係る自動車持出困難区域内の自動車について、平成二九年四月一日から平成三一年三月三十一日までの期間に永久抹消登録がなされる前に代替自動車取得された場合に、代替自動車取得した年度及びその翌年度の自動車税に係る納税義務を免除する等の措置を講ずることとした。(附則第一三五条関係)
 - 5 3並びに4(一)及び(二)に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。
 - (一) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例
 - 所要の規定の整備を行うこととした。
 - (二) 特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例
 - 特定非営利活動法人が事業用の自動車を無償で譲り受けたときにその自動車の自動車取得税を免除する措置について、自動車税の環境性能割についても同様の措置を講ずることとした。(第四条関係)
 - 6 2に伴い、岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。
 - 三 この条例は、一は公布の日から、二4(三)から(五)までは平成二九年四月一日から、その他は平成三一年一〇月一日から施行することとした。
- 岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)
- 一 県内の企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例措置について、軽減税率を次のとおり拡充するとともに、その対象期間を四年間延長し、平成三三年

三月三十一日までの取得とすることとした。(第二条関係)

土地	通常 の税率	現行の軽減税率 (平成二六年四月一日 〜平成二九年三月三十一日)	改正後の軽減税率 (平成二九年四月一日 〜平成三三年三月三十一日)
家屋	一〇〇分の四	一〇〇分の二	一〇〇分の一・三三三
土地	一〇〇分の三	一〇〇分の一・五	一〇〇分の一

- 二 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。
 - 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)
 - 清流の国ぎふ大学生等奨学金の対象者に、県外の専修学校(専門課程に限る。)に在学する者を加えることとした。(第一条関係)
 - 二 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)
 - 一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)
 - 1 保健・福祉関係(「食品表示法」六項目)
 - 2 農地・農業関係(「農地法」九項目)
 - 3 国土利用・都市計画関係(「駐車場法」など二法令一〇項目)
 - 4 教育関係(「岐阜県文化財保護条例」七項目)
 - 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 三 この条例は、一部を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例(条例第一二号)
 - 一 「特定非営利活動促進法」の一部改正に伴い、次の三条例について所要の規定の整備を行うこととした。
 - 1 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例
 - 2 岐阜県税条例
 - 3 岐阜県事務処理の特例に関する条例
 - 二 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例（条例第一三三号）

一 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 放課後等デイサービス事業者がその事業を行う事業所に配置すべき従業者の基準を次のとおり見直すこととした。（第六七条及び第七二条の二関係）

（一）配置すべき従業者を「児童指導員、保育士又は二年以上障害福祉サービス事業に従事した一定の者」とすることとした。

（二）（一）の従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。

2 放課後等デイサービス事業者に対し、次の事項を義務づけることとした。（第七二条の二関係）

（一）利用者及びその保護者の意向等を踏まえた支援体制の整備状況等について自己評価並びに利用者の保護者による評価の実施

（二）（一）の評価及び改善の内容の公表

（三）利用者に対する事業の内容に関する情報提供

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。

岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第一四号）

一 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、就労の質の向上の観点から、次の二条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
就労継続支援A型の運営に関する基準について、次のとおり見直すこととした。

（一）事業者が定める運営規程の記載事項に「資金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間」を加えることとした。（第七二条の二関係）

（二）利用者への就労の機会の提供に当たり事業者が遵守すべき基準に「利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこと」を加えることとした。（第七八条関係）

（三）利用者に支払う賃金に係る基準に「生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこと」を加えることとした。（第七九条関係）

2 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

知事が指定する就労継続支援A型事業者が行う事業の運営に関する基準について、1（一）から（三）までの見直しを行うほか、利用者に支払う賃金及び工賃に係る基準に「やむを得ない理由がある場合を除き、資金及び工賃の支払に自立支援給付金を充当してはならないこと」を加えることとした。（第一六六条、第一六七条及び第一七一条の二関係）

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。

岐阜県国民健康保険運営協議会条例（条例第一五号）

一 県が市町村とともに国民健康保険の運営主体となることに伴い、岐阜県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する必要な事項を定めることとした。

1 所掌事務は、都道府県国民健康保険運営方針その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議することとした。（第一条関係）

2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。こととした。（第二条関係）

（一）被保険者を代表する委員 三人

（二）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人

（三）公益を代表する委員 三人

（四）被用者保険等被保険者を代表する委員 三人

3 委員の任期は、平成三〇年三月三十一日までとすることとした。（第三条関係）

4 その他協議会の組織及び運営に必要事項について定めることとした。

二 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

- 一 産業技術センターにおいて行う工業試験等に関する事務について、摩砕機を使用して行う試験に係る手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
 - 二 工業技術研究所において行う工業試験等に関する事務について、エックス線光電子分光分析に係る手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
 - 三 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例(条例第一八号)
- 一 「岐阜県地域森林監理士」の認定に関する事項を審査させるため、知事の附属機関として「岐阜県地域森林監理士認定審査会」を設置することとした。(別表第一関係)
 - 二 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第一九号)
- 一 「ガス事業法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 二 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)
- 一 一級建築士事務所登録簿登録手数料等の額を改定することとした。(別表第一関係)
 - 二 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行に伴い、次の手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
 - 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
 - 2 軽微変更該当証明書交付手数料
 - 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 四 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二一号)
- 一 工業用水道料金の単価を改定することとした。(第一六条関係)
 - 二 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)
- 一 県内に義務教育学校が設置されることに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 二 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

- 一 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月二十八日
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例
岐阜県積立基金条例(昭和三十九年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。
第二条の表ぎふつこ応援基金の項中「ぎふつこ応援基金」を「ぎふの未来応援基金」に、「の推進」を「未来を担う人材の育成等」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月二十八日
岐阜県知事 古 田 肇
岐阜県条例第二号
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、一三三一人」を「四、一五八一人」に改め、同表美術館、現代陶芸美術館、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「現代陶芸美術館」の下に「図書館、博物館、高山陣屋管理事務所文化財保護センター」を加え、「二二二人」を「二九四人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「三五三三人」を「二五三三人」に改め、同表学校の項中「五、五一七一人」を「五、五三一人」に、「四、七四八一人」を「四、七六四一人」に改め、同表警察の項中「三、九三三三人」を「三、九五一人」に、「三、五〇九一人」を「三、五二七一人」に、「二五五五人」を「二五六六一人」に、「二、〇五六六一人」を「二、〇六七七一人」に、「二、〇七七七一人」を「二、〇八三一人」に改め、同表合計の項中「二四、一八八八一人」を「二四、二二七七一人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の項中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に、「二一、八四四四人」を「二一、七八七七一人」に、「二一、二五二二人」を「二一、一九一人」に改め、同表特別支援学校の項中「二四五五人」を「二四四四人」に、「二三八八一人」を「二三七七一人」に改め、同表合計の項中「二二、〇二〇〇一人」を「二二、九六二二人」に改める。

第三条中「前条に定める」を「前条第一項に規定する」に、「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十八項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「のうち人事委員会が定めるもの」を削り、「しや断する」を「遮断する」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十条の二第五項の表道路上作業手当(前条第十八項第三号に規定するものに限る。)の項中「前条第十八項第三号」を「前条第十八項第二号」に改める。

第三十七条の二第一項第二号中「の小学部」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例(平成十一年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。第二条第五号に次のように加える。

へ 文化及び芸術に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

2 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二二十四の表の次に次の一表を加える。
二十四の二 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単 位	額 (円)
一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下この表において「法」という。)第十四条第一項に規定する美術品として価値のある古式銃砲等の登録の申請に対する審査	古式銃砲等登録申請手数料	一件につき	六、三〇〇
二 法第十五条第二項に規定する美術品として価値のある古式銃砲等に係る登録の再交付	古式銃砲等登録再交付手数料	一通につき	三、五〇〇
三 法第十八条の二第一項に規定する美術品として価値のある刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	刀剣類製作承認申請手数料	一件につき	八〇〇

3 (岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部改正)
岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表中二の表を削り、三の表を二の表とする。

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県事務所等設置条例(平成十一年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように

改正する。

第六条第二項の表岐阜県中央家畜保健衛生所の項中「大垣市」を「岐阜市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二項」の下に「第三項」を加える。

第五条中「いう。」の下に「第六条の二」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第六条の二 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例

岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第二条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。

一の三 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

第二条第五号中「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。第二十三条の二の二において同じ。)」を加える。

第十二条第二項第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「個人情報」を「前号に掲げるもの以外の個人情報」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 要配慮個人情報の記録項目

第十四条第二号中「含む。)」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え

る。

第十五条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第二十三条の二の二中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第二十三条の三の二第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第二十七条第一項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)」を「行政機関個人情報保護法」に改める。

第二十八条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

2 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十五条」を「第六条第一号及び第十五条」に改める。
第六条第一号中「記述等」の下に「文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)」を加える。

岐阜県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年

に改め、同表第七十三条第一項第五号水の項中「第七十三条第一項第五号水」を「第一項第五号水」に改め、同表第七十三条第二項第一号の項中「第七十三条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第七十三条第二項第二号の項中「第七十三条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第四項中「平成二十七年基幹エネルギー消費効率に百分の百十」を「基幹エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年基幹エネルギー消費効率に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第七十三条第一項第一号イの項中「第七十三条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第七十三条第一項第一号ロの項中「第七十三条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第七十三条第一項第二号イの項中「第七十三条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第七十三条第一項第二号ロの項中「第七十三条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第七十三条第一項第二号ハ(1)の項中「第七十三条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第七十三条第一項第二号ハ(2)の項中「第七十三条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第七十三条第一項第三号イ(1)の項中「第七十三条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第七十三条第一項第三号イ(2)の項中「第七十三条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第七十三条第一項第三号ロの項中「第七十三条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第七十三条第一項第四号の項中「第七十三条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第七十三条第一項第五号イの項中「第七十三条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第七十三条第一項第五号ロの項中「第七十三条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第七十三条第一項第五号ハ(1)の項中「第七十三条第一項第五号ハ(1)」を「第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第七十三条第一項第五号ハ(2)の項中「第七十三条第一項第五号ハ(2)」を「第一項第五号ハ(2)」に改め、同表第七十三条第一項第五号ニの項中「第七十三条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第七十三条第一項第五号ホの項中「第七十三条第一項第五号ホ」を「第一項第五号ホ」に改め、同表第七十三条第二項第一号イから八までの項中「第七十三条第二項第一号イから八まで」を「第二項第一号イから八まで」に改め、同表第七十三条第二項第二号イから八までの項中

「第七十三条第二項第二号イから八まで」を「第二項第二号イから八まで」に改める。
附則第十八条から第二十条までを次のように改める。

第十八条から第二十条まで 削除

附則第二十五条第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年
度分及び平成三十年年度分

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十年
度分及び平成三十一年年度分

第二条 岐阜県条例の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 自動車取得税(第六十一条 第七十一条)」を「第六節 削除」
に改める。

第二条の二第四項中「自動車取得税又は」を削り、同項第一号中「自動車取得税(軽自動車に係るものを除く。)又は当該自動車に係る自動車税で第七十七条第一項の規定により課するもの」を「自動車税の環境性能割又は種別割(第七十七条第一項の規定により課するものに限る。)」に改める。

第三条第一号中 「県たばこ税」 を「県たばこ税」に改める。
自動車取得税

第七条第二項第六号中「自動車取得税及び」及び「自動車取得税又は」を削る。

第十三条第一項中「自動車税」の下に「種別割」を加え、同条第二項中「自動車税」の下に「種別割」を加え、「税額」を「種別割額」に改める。

第十四条第一項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「掲げる期間」を「定める期間」に改める。

第三十一条中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。
第二章第六節を次のように改める。

第六節 削除

第六十一条から第七十一条まで 削除
第七十二条を次のように改める。

(自動車税の納税義務者等)

第七十二条 自動車税は、自動車(法第四百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。)に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、

当該自動車の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第四百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。第七十二条の次に次の十六条を加える。

（自動車税のみならず課税）

第七十二条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する自動車に対する自動車税の非課税の範囲）

第七十二条の三 法第四百四十八条第二項の条例で定めるものは、次に掲げる自動車であつて、知事の承認を受けたものとする。

一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

二 血液事業の用に供する自動車

三 救護資材の運搬の用に供する自動車

四 前三号に掲げる自動車に類する自動車

（種別割の課税免除）

第七十二条の四 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第三号に掲げる自動車を除くほか、知事の承認を受けたものに限る。

一 専ら消防又は散水の用に供する自動車

二 私立学校及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条第一項の規定により県公安委員会が指定した指定自動車教習所が所有する自動車のうち専ら生徒の教育練習の用に供する自動車

三 商品であつて使用しない自動車（道路運送車両法第四条に規定する登録を受けたものを除く。）

（種別割の納税管理人）

第七十二条の五 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者を納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第七十二条の六 前条第二項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の規定により過料を科する場合において、過料の額は情状により知事が定め、その理由を示し、規則で定める通告書により義務者に通告する。

3 過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から十日以内とする。

(環境性能割の課税標準)

第七十二条の七 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第九条の三の規定により算定した金額(第七十二条の九において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第七十二条の八 次に掲げる自動車(法第四百九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第一項に規定するもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。))で施行規則第九条の二第八項に規定するもの(以下この号及び次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率(法第四百五十五条第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この節において同じ。))が基準エネルギー消費効率(同条第五号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。以下この節において同じ。))であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第四項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。))以上であること。

ロ 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。))が二・五トン以下のバス又はトラックの

うち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第三項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第四項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第五項に規定するもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十二項に規定するもの(以下この号及び次項第二号において「平成二十一年

- 軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の第四六項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第七項に規定するもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十六項に規定するもの(次項第二号ハ(1)において「平成二十八年軽油重車基準」という。)に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第八項に規定するもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十八項に規定するもの(以下この号及び次項第二号において「平成二十一年軽油重車基準」という。)に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも

- 該当するもので施行規則第九条の四第九項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 2 次に掲げる自動車(法第百四十九条第一項及び前項(第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。
- 一 次に掲げるガソリン自動車
- イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十二項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 次に掲げる軽油自動車
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

- 次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の第十三項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の第十四項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の第十五項に規定するもの
- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の第十六項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の第十七項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 3 法第百四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の第二十項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第二十一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一項第一号イ(3)</p>	<p>エネルギー消費効率（法第百四十五条第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この節において同じ。）が基準エネルギー消費効率（同条第五号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。以下この節において同じ。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）</p>	<p>第四項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
<p>第一項第一号ロ(3)</p>	<p>エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五</p>	<p>平成二十一年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四</p>
<p>第二項第一号イ(3)</p>	<p>平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十</p>	<p>平成二十一年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八</p>

(環境性能割の免税点)

第七十二条の九 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第七十二条の十 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第七十二条の十一 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、規則で定めるところにより、申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録(以下この号及び第八十条第一項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。)は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、規則で定めるところにより、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第七十二条の十二 前条第一項の規定により同項に規定する申告書(以下この条において「申告書」という。)を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第六十八條第四項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第一項の規定により申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書

を提出した者又は法第六十八條第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第七十二条の十三 環境性能割の納税義務者は、第七十二条の十一第一項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合(第十四条第一項の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第七十二条の十四 環境性能割の納税義務者が第七十二条の十一の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の規定により過料を科する場合において、過料の額は状況により知事が定め、その理由を示し、規則で定める通告書により義務者に通告する。

3 過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発行の日から十日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第七十二条の十五 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に

係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

6 第二項の申告又は前項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、申告書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車等の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第七十二条の十六 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他施行規則第九条の七に規定する理由により、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の減免)

第七十二条の十七 知事は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる自動車を取得したときは、規則で定めるところにより、環境性能割を減免することができる。

一 天災その他の災害（以下この項において「天災等」という。）の被災者が当該天災等により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものとして知事が認める自動車を取得したとき。

二 天災等の被災者が自動車を取得した直後に当該天災等により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車を取得したとき。

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第三十一条に規定する公的医療機関を開設する者で規則で定めるものが救急、採血又はへき地巡回診療のため使用する

自動車を取得したとき。

四 身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものに限る。以下この号及び第八十五条の二第一項第三号において同じ。）又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものに限る。以下この号及び同項第三号において同じ。）が次に掲げる自動車の取得をしたとき。

イ 身体障害者が自ら運転する自動車の取得

ロ 身体障害者又は精神障害者（以下この号及び同項第三号において「身体障害者等」という。）と生計を一にする者で規則で定めるものの運転する自動車の取得（当該身体障害者等が年齢十八歳未満の者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

ハ 身体障害者等を介護する者で規則で定めるものの運転する自動車の取得（当該身体障害者等が年齢十八歳未満の者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

五 構造上身体障害者又は精神障害者の利用に専ら供するための自動車を取得しようとする者が当該自動車を取得したとき。

六 構造上身体障害者又は精神障害者の利用に供するための自動車で、身体障害者又は精神障害者以外の者の利用にも併せて供されるもの又は専ら身体障害者又は精神障害者が運転するための構造変更がなされた自動車（営業用のものに限る。）を取得しようとする者が当該自動車を取得したとき。

七 前各号に掲げる者のほか、公益その他特別の事情により知事が減免を必要と認められた者が減免を必要とする自動車を取得したとき。

2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までの規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の規定により提出する申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付しなければならない。

4 第一項第四号の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第二項の規定により提出する申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

第七十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の」に改め、「次の各号に

掲げる自動車に対し」を削り、同項第三号中「除く」の下に、「以下この号において同じ」を加え、同号イ①中「一般乗用用のもの」を「一般乗用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を②において同じに改め、同号イ②中「一般乗用用のもの以外のもの」を「一般乗用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「の自動車税」を「に対して課する種別割」に、「額を」を「額を」に改め、同条第四項中「掲げる」を「規定する」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条 削除

第七十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の賦課期日は」を「種別割の賦課期日は」に改める。

第七十六条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第七十七条の見出し中「自動車税」を「種別割」に、「消滅」を「消滅等」に改め、同条第一項中「自動車税の賦課期日」を「第七十五条に規定する種別割の賦課期日（以下この条及び次条第二項において「賦課期日」という。）」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「自動車の用途等」を「用途その他の自動車の諸元」に、「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「に」に、「対する」を「に対して課する」に、「当該年度は」を「当該年度については」に改め、「異動前の」の下に「適用すべき」を加え、同条第四項中「第一項の」を削り、「その」を「その」に、「においては」を「に」に、「同項」を「第一項」に、「これらの所有者のいずれかが」を「において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第七十八条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車税の」を「種別割の」に改め、「同項の」を削り、「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条第三項中「同項」を「同項」に、「よつて自動車税額」を「より種別割額」に、「においては」を「に」に、「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「第七十二条第二項に規定する」を削る。

第八十条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第七十八条第二項の規定に該当する自動車について自動車税の納税義務を有する者は、道路運送

車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に、「した際に、規則の」を「した場合には、規則で」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「に」を「いずれかに」に、「規則の」を「規則で」に改め、同項第三号中「法第百四十五条第三項」を「第七十二条第三項」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に、「例を」規定の例」に改める。

第八十条の二第一項中「第七十二条第二項」を「第七十二条の二第一項」に、「規則の」を「規則で」に改め、同条第二項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第三項中「次の各号」を「次」に改める。

第八十一条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「第七十二条第二項」を「第七十二条の二第一項」に、「よつて」を「より」に、「報告しなかつた場合においては」を「報告をしなかつた場合には」に改め、同条第二項中「又は第八十三条」を削る。

第八十二条及び第八十三条を次のように改める。

第八十二条及び第八十三条 削除

第八十四条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第八十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税額」を「種別割額」に、「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第八十五条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「の各号」を削り、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「自動車税」を「種別割」に改める。

附則第三条の三（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

附則第六条の二の二第二項を削る。

附則第十二条の二を次のように改める。

第十二条の二 削除

附則第十二条の二の二から第十二条の二の四までを削る。

附則第十二条の五の二の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第十二条の六 営業用の自動車（第七十二条第一項に規定する自動車をいう。次条において同じ。）に対する第七十二条の八第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、

当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の一
第三項	百分の三	百分の一

附則第十三条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「以下この条において同じ」を削り、「附則第五条第一項」を「第九条の第二項」に、「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項」を「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「ものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項」を「ものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第一項」に、「同条第四項」を「施行規則第九条の第四項」に改め、「大気汚染防止法」の下に「昭和四十三年法律第九十七号」を加え、「附則第五条第五項」を「第九条の第五項」に改め、「第三項第三号において同じ」を削り、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第七十三条第一項第三号イ①に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第七十三条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第七十二条の第二項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第七十二条の八第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

附則第十七条第一項中「百分の四」を「百分の一・八」に改め、同条第二項中「四分の〇・八」を「二・八分の〇・八」に改める。

附則第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

附則第二十五条を削る。

（岐阜県条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 岐阜県条例の一部を改正する条例（平成二十五年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条並びに附則第五項及び第六項の規定 平成二十九年四月一日

三 第二条並びに次項から附則第四項まで及び附則第七項から第十六項までの規定 平成三十一年十月一日

（県民税に関する経過措置）

2 第二条の規定による改正後の岐阜県条例（以下「三十一年新条例」という。）第三十一条並びに附則第十七条第一項及び第二項の規定は、前項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

3 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第二条の規定による改正前の岐阜県条例（以下「三十一年旧条例」という。）附則第六条の二の第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

5 第一条の規定による改正後の岐阜県条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の岐阜県条例附則第二十五条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十七年年度分及び平成二十八年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

7 三十一年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一項第三号

に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

8 三十一年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧条例附則第二十五条第一項の規定により納税義務を免除される平成三十一年度分までの自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正)

10 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例(昭和二十七年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加える。
第二条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「二輪の小型自動車、軽自動車その他地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第四十四条に規定する自動車を除く」を「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十五条第三号に規定する自動車をいう」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「県税条例第七十二条、第七十六条及び第八十条の規定にかかわらず」を削る。

第二条の一(見出しを含む。)中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第三条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「前二条」を「第二条」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第四条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「対する自動車税」の下に「の種別割」を加え、「自動車税を課せらるべき事実が発生し」又は消滅した場合においては、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)以下「車両法」という。)の規定により知事に新規登録、移転登録又はまつ消登録の申請をすると同時に「道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条第一項に規定する新規登録、同法第十二条第一項に規定する変更登録又は同法第十三条

第一項に規定する移転登録の申請をした場合には」に、「自動車税納税義務発生申告書」を「自動車税種別割納税義務発生申告書」に、「自動車税納税義務消滅申告書を提出しなければ」を「自動車税種別割納税義務消滅申告書により知事に申告しなければ」に改め、同条第二項中「車両法」を「道路運送車両法」に、「当該」を「当該」に、「自動車税申告事項異動申告書」を「自動車税種別割申告事項異動申告書」に改め、同条第三項中「第七十一条」を「第八十一条」に改める。

第六条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に、「自動車税が」を「自動車税の種別割が」に、「自動車税に」を「自動車税の種別割に」に、「自動車税還付請求書」を「自動車税種別割還付請求書」に改める。

別記第五号様式中「自動車税証紙」を「自動車税種別割証紙」に、「Automobile Tax Stamp」を「Automobile Tax (Category Base) Stamp」に改める。

別記第三号様式中「自動車税納税義務発生申告書」を「自動車税種別割納税義務発生申告書」に、「Report on Acquisition of Automobile Tax Payment Obligation」を「Report on Acquisition of Automobile Tax (Category Base) Payment Obligation」に、「註」を「備考」に改める。

別記第四号様式中「自動車税納税義務消滅申告書」を「自動車税種別割納税義務消滅申告書」に、「Report on Exinction of Automobile Tax Payment Obligation」を「Report on Exinction of Automobile Tax (Category Base) Payment Obligation」に改める。

別記第五号様式中「自動車税申告事項異動申告書」を「自動車税種別割申告事項異動申告書」に、「Report on changes in Previously Reported matters for Automobile Tax」を「Report on changes in Previously Reported matters for Automobile Tax (Category Base)」に、「註」を「備考」に改める。

別記第六号様式中「自動車税過納金還付請求書」を「自動車税種別割過納金還付請求書」に、「Application for Reimbursement of Mistakenly Overpaid Automobile Tax」を「Application for Reimbursement of Mistakenly Overpaid Automobile Tax (Category Base)」に改める。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
11 前項の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車

税の特例に関する条例の規定は、平成三十一年度分の附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例の一部改正)

12 特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例(平成十三年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性割」に改め、同条第一項中「供する自動車」の下に「(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「自動車取得税」を「自動車税の環境性割」に改め、同条第二項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性割」に、「第六十六条第一項」を「第七十二条の十一第一項」に改める。

(特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

13 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に特定非営利活動法人が前項の規定による改正前の特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例第四条第一項に規定する自動車を無償で譲り受けた場合における当該自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

14 附則第十二項の規定による改正後の特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例第四条の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性割について適用する。

(岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正)

15 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに県税条例附則第六条の二の二」を削り、同項第二号中「県税条例附則第六条の二の二第二項の規定により読み替えられた」を削り、「附則第六条の二の二第一項」を「附則第六条の二の二」に改める。

(岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

16 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前項の規定による改正前の岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例第二条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に、「百分の二」を「百分の一・三三三」に、「百分の一・五」を「百分の一」に改め、同条第三項中「百分の一・五」を「百分の一」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前における改正前の第二条第一項若しくは第三項に規定する対象用地又は同条第一項に規定する対象家屋(以下「対象家屋」という。)の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 施行日以後に次に掲げる対象家屋を取得した場合における改正後の第二条第一項の規定の適用については、同項中「百分の一・三三三」とあるのは、「百分の二」とする。

一 改正前の第二条第一項に規定する対象期間に土地を取得した同項に規定する対象事業者（以下「対象事業者」という。）又は当該対象期間に土地を取得した者との間に同条第二項に規定する完全支配関係がある対象事業者が、当該土地の取得の日から一年以内（造成されていない土地にあつては、三年以内）に当該土地の上に対象家を新築し、又は増築する工事に着手した場合における当該対象事業者

二 対象事業者が施行日前に対象家を新築し、又は増築する工事に着手した場合における当該対象家屋（前号に掲げるものを除く。）

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部を改正する条例

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例（平成二十八年岐阜県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「限る。」の下に「並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百二十五条第一項に規定する専門課程に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一十八の三の項中「川辺町」の下に「八百津町」を加え、同表十八の五の項第一号中「第四十六条第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同項第二号中「第四十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同項第三号中「第四十七条の二第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同表二十二の項中「及び坂祝町」を「坂祝町及び八百津町」に改め、同表五十の三の項第一号中「第二十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同表五十三の項中「川辺町」の下に「八百津町」を加え、同表五十四の二の項を五十四の三の項とし、五十四の項の次に次のように加える。

五十四の二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号、以下この項において「法」という。）に基づく事務

- 1 法第六条第一項の規定により指示（法第二条第三項第一号に規定する食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の市の区域内のみにあるもの（以下この項において「市内食品関連事業者」という。）に関するものに限る。）をすること。
- 2 法第六条第五項の規定により前号の指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 3 法第七条の規定により第一号の指示又は前号の規定による命令に係る公表をすること。
- 4 法第八条第一項又は第二項の規定により報告徴収、立入検査等（いずれも市内食品関連事業者又は市内食品関連事業者との事業に関して関係のある事業者であつてその主たる事務所及び事業所が一の市の区域内のみにあるもの）に関するものを「限る。」をすること。
- 5 法第十二条第一項の規定による申出（市内食品関連事業者に関するものに限る。）を受けること。

岐阜市

	<p>6 法第十二条第三項の規定により前号の申出に係る調査を行うこと。</p>
--	---

別表第二二の項中「北方町、七宗町」を「北方町、坂祝町、富加町、七宗町」に、「北方町、八百津町」を「北方町、富加町、八百津町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一五十の三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により市町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長又は町の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長又は町の教育委員会に対してなされたものとみなす。

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例

(岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岐阜県条例第三十号）の一部

を次のように改正する。

第十二条の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金支給書類」に改め、同条第一項中「助成金の支給を行った場合の法第五十四条第三項の書類の提出は」及び「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合の法第五十四条第四項の書類の提出は事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。

第十三条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

(岐阜県税条例の一部改正)

第二条 岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一五十の二の項第二号中「公告及び縦覧をする」を「公告し、又はインターネットの利用により公表し、及び縦覧に供する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

成二十四年岐阜県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び第五十条」を、「第五十条及び第六十七条」に改める。

第六十七条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項及び第四項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 第一項の規定により指定放課後等デイサービス事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
第七十一条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十一条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十二条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十二条中「から第五十一条まで」を、「第五十条、第五十一条」に、「第五十一条」を「及び第五十三条」に改める。

第七十二条の二第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十二条の四中「から第五十一条まで」を、「第五十条、第五十一条」に、「及び第七十一条（第一項を除く。）」を、「第七十一条（第一項を除く。）」及び第七十一条の二」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定による指定を受けている改正前の第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者がその事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数については、改正後の同条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の第七十二条の二に規定する基準を満たしている同条に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者がその事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数については、改正後の同条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 営業日及び営業時間

二 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

三 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第七十九条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

四 通常の事業の実施地域

五 第七条各号(第四号を除く。)に掲げる事項

第七十八条に次の一項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第七十九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十四条中、「第三十六条」を削る。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一百六十六条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第一百六十七条第四項中「第二項」を「第三項」に、「あたり」を「当たり」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第六 賃金及び第三項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第七十一条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第七十一条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 利用定員

二 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

三 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第一百六十七條第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

四 サービスの利用に当たっての留意事項

五 非常災害対策

六 第三十条各号(第四号を除く。)に掲げる事項

第七十二条中「第八十四条から」の下に「第八十六条まで、第八十八条から」を加え、「第七十二条において準用する第八十七条」を「第七十一条の二」に改め、「第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第九十条第一項」とを削る。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第九条の規定に基づき、同法附則第七条の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、岐阜県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」といふ。)を置く。

(組織)

第二条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 三人

(任期)

第三条 協議会の委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十六号

条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県

条例第九十号)の一部を次のように改正する。

「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二の表六の項第二号に次のように加える。

又 摩碎機

一時間につき

四、四三〇

別表第十二の表七の項に次のように加える。

22 エックス線光電子分光分析	一件につき	一一、八二〇円に試験時間が一時間を超えて一時間又は一時間に満たない端数を増すことに九、九二〇円を加えた額
-----------------	-------	--

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例

岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表一の表岐阜県林業士認定審査会の項に次のように加える。

岐阜県地域森林監理士認定審査会

岐阜県地域森林監理士(地域における森林の管理及び経営に必要な専門的知識等を有する者をいう。)の認定に当たつての審査に関する事務

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県道路占用料等徴収条例(昭和四十三年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十二号中「第一条第十一項」を「第一条第十二項」に改め、「(以下「ガス事業者」という。)」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

八 用 途										
が 工 場 で あ る 建 築 物 の 他 知 事 が 定 め る 建 築 物										
トルを超える もの	床面積が二 万平方メー トル以下の もの	床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が三 百平方メー トルを超え 二千平方メ ートル以下の もの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が三 百平方メー トルを超え 二千平方メ ートル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下の もの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下の もの
				つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき
					四〇、〇〇〇	一九、〇〇〇			八三、〇〇〇	一五、〇〇〇
2 法 第 二 十 二 条 第 二 項 及 び 第 十 三 条 第 三 項 に 規 定 す る 計 画 の 変 更 に 係 る 建 築 物 工 業 用 機 械 の 消 費 性 能 判 定 に 係 る もの										
イ 八 に 掲 げ る 建 築 物 以 外 の 建 築 物 (省 令 第 一 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る。)										
床面積が二 千平方メー トル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下の もの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が三 百平方メー トルを超え 二千平方メ ートル以下の もの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が三 百平方メー トルを超え 二千平方メ ートル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下の もの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下の もの
				つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき
					八〇、〇〇〇				一八七、〇〇〇	二二、〇〇〇

口 八に 掲げる 建築物 以外の 建築物 (省令 第一条 第一項 第一号 第一号 に掲 げる基 準を満 たして いるこ とを確 認する 場合を 除く)										
トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が三 百平方メー トルを超え 二千平方メ ートル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下の もの	床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの
	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
	二五〇、 〇〇〇	二二九、 〇〇〇	二〇七、 〇〇〇	二九八、 〇〇〇	二九八、 〇〇〇	二九八、 〇〇〇	三六九、 〇〇〇	四三六、 〇〇〇	四三六、 〇〇〇	四三六、 〇〇〇
八 用途 が工場 である 建築物 その他 知事が 定める 建築物										
床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が三 百平方メー トルを超え 二千平方メ ートル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下の もの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下の もの	床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの
一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
五〇〇、 〇〇〇	一一、 〇〇〇	二二、 〇〇〇	五八、 〇〇〇	五八、 〇〇〇	五八、 〇〇〇	五八、 〇〇〇	八九、 〇〇〇	一一〇、 〇〇〇	一一〇、 〇〇〇	一三八、 〇〇〇

別表第二十八の四の表に次のように加える。

<p>五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条に規定する軽微な変更に該当することを証明する書面の交付</p> <p>軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>1 3に掲げる建築物以外の建築物（省令第一条第一項第一号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）</p>							超えるもの
<p>床面積が三 百平方メー トル以下の もの</p> <p>一件に つき</p> <p>二二、 〇〇〇</p>	<p>床面積が三 百平方メー トルを超え るもの</p> <p>一件に つき</p> <p>四〇、 〇〇〇</p>	<p>床面積が二 千平方メー トルを超え るもの</p> <p>一件に つき</p> <p>六六、 〇〇〇</p>	<p>床面積が五 千平方メー トルを超え るもの</p> <p>一件に つき</p> <p>八八、 〇〇〇</p>	<p>床面積が一 万平方メー トルを超え るもの</p> <p>一件に つき</p> <p>一〇六、 〇〇〇</p>	<p>床面積が二 万五千平方 メートル以下 のもの</p> <p>一件に つき</p> <p>一二五、 〇〇〇</p>	<p>床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの</p> <p>一件に つき</p> <p>一二五、 〇〇〇</p>	
<p>2 3に掲げる建築物以外の建築物（省令第一条第一項第一号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。）</p>							超えるもの
<p>3 用途が工場である建築物その他知事が定める建築物</p>							超えるもの
<p>床面積が三 百平方メー トル以下の もの</p> <p>一件に つき</p> <p>五、 〇〇〇</p>	<p>床面積が三 百平方メー トルを超え るもの</p> <p>一件に つき</p> <p>一〇三、 〇〇〇</p>	<p>床面積が二 千平方メー トルを超え るもの</p> <p>一件に つき</p> <p>一四九、 〇〇〇</p>	<p>床面積が五 千平方メー トルを超え るもの</p> <p>一件に つき</p> <p>一八四、 〇〇〇</p>	<p>床面積が一 万平方メー トルを超え るもの</p> <p>一件に つき</p> <p>二二八、 〇〇〇</p>	<p>床面積が二 万五千平方 メートル以下 のもの</p> <p>一件に つき</p> <p>二五〇、 〇〇〇</p>	<p>床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの</p> <p>一件に つき</p> <p>二五〇、 〇〇〇</p>	

もの	床面積が三 百平方メー トルを超え 二千平方メ トル以下の もの	一件に つき	一一、〇〇〇	
もの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ トル以下の もの	一件に つき	二九、〇〇〇	
もの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ トル以下の もの	一件に つき	四四、〇〇〇	
もの	床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	一件に つき	五五、〇〇〇	
もの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	一件に つき	六九、〇〇〇	

別表第一十八の四の表備考中第九号を第十三号とし、同表備考第八号中「三の項」を「四の項」に改め、同号を同表備考第十二号とし、同表備考第七号中「三の項」を「四の項」に改め、同号を同表備考第十一号とし、同表備考第六号中「三の項」を「四の項」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第五号中「一の項及び二の項」を「二の項及び三の項」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第四号中「一の項及び二

の項」を「二の項及び三の項」に改め、同号を同表備考第八号とし、同表備考第三号中「一の項及び二の項」を「二の項及び三の項」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考中第二号を第六号とし、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 一の項及び五の項において「床面積」とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「判定」という。）を行う建築物の床面積をいう。

二 一の項における建築物について、判定を行う建築物に八に掲げる建築物（以下この号及び次号において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、イ又はロの区分の欄に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハの区分の欄に掲げる当該工場等の部分の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、イ又はロの区分の欄に掲げる当該判定を行う建築物の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。

三 前号の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として知事が定めるもの（省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の判定に係る手数料の額は、ハの区分の欄に掲げる当該判定を行う建築物の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額とする。

四 前二号の規定は、五の項における建築物について準用する。この場合において、第二号中「八に掲げる建築物」とあるのは「三に掲げる建築物」と、「イ又はロの区分の欄」とあるのは「一又は二の区分の欄」と、「ハの区分の欄」とあるのは「三の区分の欄」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号イ中「六十九円」を「五十八円」に改め、同号ロ中「六十九円」を「五十八円」に、「四十五円」を「三十四円」に改め、同条第二号中「百十四円」を「百三元」に、「九十円」を「七十九円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十六条の規定は、平成二十九年四月分として算定する料金から適用する。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。次号において同じ。）」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程を含む。同号において同じ。）」を加える。

第二十二條の六第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第三八の表備考（一）中「小中校」を「小中校、義務教育学校」に改める。

別表第六六の表中「又は小中校」を、「小中校又は義務教育学校」に改める。

（岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

例 第二十一号（の一部を次のように改正する。
第四号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十九年三月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社